

太子町立小中学校体育館空調設置工事
特記仕様書

太子町教育委員会
令和8年5月

1. 工事名称

太子町立小中学校体育館空調設置工事

2. 工事場所

磯長小学校（南河内郡太子町大字春日地内）

山田小学校（南河内郡太子町大字山田地内）

町立中学校（南河内郡太子町大字春日地内）

3. 工 期

太子町議会議決日の翌日から令和9年3月20日まで

4. 工事概要

- ・磯長小学校屋内運動場 延床面積 869.0㎡

空調設備に伴う建築工事 1式

空調設備に伴う電気設備工事 1式

空調設置工事

ガスヒートポンプ式マルチエアコン（LPガス仕様）外機3台 内機10台

- ・山田小学校屋内運動場 延床面積1166.8㎡

空調設備に伴う建築工事 1式

空調設備に伴う電気設備工事 1式

空調設置工事

ガスヒートポンプ式マルチエアコン（LPガス仕様）外機2台 内機8台

- ・町立中学校屋内運動場 延床面積1130.0㎡

空調設備に伴う建築工事 1式

空調設備に伴う電気設備工事 1式

空調設置工事

ガスヒートポンプ式マルチエアコン（LPガス仕様）外機4台 内機16台

5. 現場代理人及び専任技術者の配置

- ・現場代理人を当該工事現場に常駐させること。

- ・専任の監理技術者を配置すること。

※現場代理人・監理技術者は、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者に限る。

6. 安全及び公害対策

(1) 交通安全対策

- ・受注者は、工事期間中必要に応じ、交通誘導員を配置し、付近住民等の安全を確保し、事故が起こらぬよう万全な安全対策を講ずること。
- ・工事用車両の進入路として利用する町道は、通学路や生活道路として日常的に利用されていることから、路上駐車厳禁はいうまでもなく、常に清掃に努め、路面を汚したり損傷した場合は、速やかに受注者の責任において対処すること。
- ・工事用運搬車両が頻繁に出入りする場合は、その都度交通誘導員を増員すること。
- ・学校登下校の時間帯は、児童生徒の往来が多く、また前面道路の道幅が狭いため時間帯に併せて敷地内の乗り入れを規制するなど安全対策を講じること。

(2) 公害・廃棄物対策

- ・工事中の騒音振動等については、関連法令に基づき発生の防止に努めること。
- ・作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- ・工事に起因して発生した産業廃棄物等は、関連法令(「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」)に基づき、契約者の責任において場外処分し、処分地の証明書を提出し、町担当者の確認をうけること。
- ・資材購入及び工事にあたっては下記の事項を遵守すること。
 - ①電気及び水の節約、アイドリングストップなど省エネ、省資源に努める。
 - ②環境に配慮し、建設廃棄物の発生量の抑制並びに再利用、減量化に努める。
 - ③資材については、環境に優しい商品を選定する。
 - ④緊急時(機械等からの油の流出等)の処理方法を施工計画書に記載する。
- ・重機械類については、低騒音・低振動・排ガス対策型のものを積極的に使用する。
- ・「石綿障害予防規制」に基づき、石綿等の使用の有無の調査、建築物または工作物の解体等の作業方法、費用または工期等について、町監督職員と協議すること。
- ・建設発生土の搬出先については、町監督職員が定める各学校の現場敷地内に固めておくこととする。

(3) 危険防止対策

- ・仮設図及び関連法令に基づき、工事現場には安全施設等を設置し安全確保に努めること。
- ・災害防止等のため必要があると認めるときは、休日等であっても臨機の措置をとること。
- ・塗料等の可燃物の現場での保管については、町監督職員と協議のうえ、関係法令に従い適切に行うこと。また、塗料等の可燃物の周囲に下記の使用を禁止する旨の標示を行い、火災の予防措置を講ずると共に、周辺も整理に努める。

(4) 周辺住民への告知及び事故処理

- ・受注者は、看板その他の方法により、周辺住民・通行人等に工事をPRし、協力をお願いすること。
- ・万一、事故等で第三者に危害や迷惑等をおこした場合は、速やかに町監督職員に報告し、協議の上、受注者の責任において誠意をもって対応すること。

(5) 駐車場の確保

- ・工事関係車両の駐車場は、一部学校敷地内に駐車できるものとするが駐車できるスペースに限りがあるため町監督職員と協議の上、駐車をすること。

(6) 学校敷地内の安全管理

- ・受注者は、本工事が学校教育施設内であることを深く認識し、児童生徒の安全を第一に考えた施工計画を立てなければならない。
- ・必要な箇所に仮囲い等で物理的な遮断や誘導員を適切に配置するなど、第三者災害の防止に努めること。
- ・車両の通行は、町監督職員と協議した場所と時間帯に行うこと。また、敷地内の通行の際は徐行で通行するなど安全の配慮に努めること。
- ・作業員は常に識別可能な身分証を携帯すること。

7. 工事施工

(1) 現場作業日・時間

- ・危険な作業や断ガス、停電等学校行事に支障となる作業を休日に行う場合には、事前に町監督職員及び各学校と十分協議を行うこと。
- ・学校行事等を確認し、事前に町監督職員及び各学校と十分協議を行い、体育館内の使用制限期間を予め設定すること。
- ・作業時間は、原則午前8時30分から午後5時までとする。なお、各学校の始業・終業時間が異なる点に留意すること。
- ・騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までの間に行うこと。
- ・授業中に作業を行う場合は、事前に町監督職員及び各学校と十分協議を行うこと。

8. 一般事項

(1) 関係法令

- ・受注者は、工事施工にあたり、関係法令及び労働基準法、労働安全衛生法、その他諸法令を熟知し、これを遵守しなければならない。

(2) 火災保険、損害保険等

- ・受注者は火災保険、損害保険、法定外の労災保険等各種保険に加入し、その証券を遅滞なく町に提出すること。

(3) 発生材処分

- ・町監督職員と協議の上、承諾を得た後に場外適正処分とする。

- ・関連法令を遵守し、受注者の責任において適正に処分すること。

(4) 共通仮設

- ・仮囲い及びその他通常必要な共通仮設費は、本工事に含む。
- ・工事現場には、関係法令の規定に従い、必要に応じて以下の標識を掲示すること。

- ①工事名、工期、発注者及び受注者を記載した標示板
- ②建設業許可票（元請、下請共）
- ③施工体系図
- ④再下請負通知すべき旨の掲示
- ⑤労災保険関係成立票
- ⑥建設業退職金共済（建退共）

(5) 支給品・貸与品について

なし。

(6) 使用材料について

別紙特記仕様書による。（特に環境対策に配慮し材料選定すること）

(7) CORINSへの登録について

- ・受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し町監督職員の確認を受けたうえ、契約後等から15日以内（休日等を除く）に、登録機関に登録申請すること。
- ・登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに町監督職員に提示すること。

(8) その他

- ・本工事に際して関係官公署等への必要な手続きは、遅滞なく受注者の責任において行うこと。
- ・検査にあたっては、検査に必要な器具、機械を準備するとともに、迅速に行えるよう人員を配置し、検査員の指示に手際よく対応すること。
- ・工事内容に変更が生じる場合は、事前に変更用図面及び設計書（積算資料を含む）作成の上、発注者へ提示し、確認を得たうえで施工すること。
- ・工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をすること。
- ・町監督職員の指示した事項、協議した結果、試験結果、隠ぺい部分の工事等、工事全般について書面による記録を整備すること。
- ・安全教育・安全訓練及び社内パトロールの実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、その写しを町監督職員に提出すること。

9. その他

- ・本工事に伴う軽微な変更は受注者の責任にて行うこと。
- ・入札に当たり、要する費用は受注者の負担とする。
- ・受注者の責任によらない特別な要因により、工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となると認められる場合は、受注者は工事請負契約書第26条第5項（スライド条項）に基づき、請負代金の変更を請求することができる。
- ・工事施工に際しては、町監督職員・学校関係者・工事請負業者との間で協議し、工期内竣工・安全施工に努めること。
- ・工事範囲内の既設備品の移動及び撤去復旧は学校の指示により行うこと。
- ・現場作業員の風紀の保守に留意すること。

10. 工期の延長対応について

建設資材や建設機械等の調達、納入について、受注者の責によらない遅延が生じる場合は、工期延長についての協議に応じることとする。

なお、工期延長は1回に限り、年度繰り越しも可能とする。

1 1. 提出書類

【工事関係提出書類一覧】

書類名	作成者	宛て名	部数	備考
着工届	受注者	契約者の甲	1	着工の日
工事工程表	〃	〃	1	契約後14日以内
管理技術者等通知書	本人	〃	1	
管理技術者等経歴書	〃	〃	1	
現場代理人等通知書	〃	〃	1	契約後遅滞なく
現場代理人等経歴書	〃	〃	1	〃
下請指導責任者届	受注者	〃	1	〃
労災関係成立証明書	〃	〃	1	〃
建退協掛金収納書	〃	〃	1	〃
工事履行保険証書	〃	〃	1	〃
工事外注計画書	〃	〃	1	〃
下請業者通知書	〃	〃	1	〃
施工体制台帳	〃	〃	1	〃
内訳明細書	〃	〃	1	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更 (工種毎の計画)		1	契約後15日以内
着工前写真	カラー印刷		1	工事着手前まで
週間工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	週毎に提出
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	竣工検査時
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	翌月5日まで
材料承諾書	使用する材料及び特殊工法すべて		1	その都度
工事打合簿	現場代理人と町監督職員と相互		1	〃
品質管理関係図書	試験結果報告書、施工体系図、 安全データシート等		1	竣工検査時
材料納品伝票	施工図、承認図、出荷証明書、 納品書等		1	〃
各種検査の報告書	各種検査		1	〃
産業廃棄物関係	マニフェスト伝票		1	〃
警備報告書	警備実施日について、内容、人数等		1	〃
工事写真帳	施工前後、出来形、状況、 ダイジェスト版、データ		1	〃
社内検査記録届け	社内検査が確認できる資料等		1	〃
各竣工図	文字入り背張り製本、CAD図面 (CD ディスクで提出)		1	〃

完成通知書	受注者	契約書の甲	1	工事完成の日
引渡書	受注者	契約書の甲	1	検査終了後引渡し時
請求書	受注者	契約書の甲	1	請求しようとする日

※この他にも町監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。